

宮崎地方最低賃金審議会 地賃運営小委員会 議事要旨

1 日 時 令和4年7月7日(木) 午後15:00~16:00

2 場 所 宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 公益委員 2名

労働者側委員 2名

使用者側委員 2名

4 議 題

- (1) 座長及び座長代理の選出について
- (2) 地域別最低賃金の審議について
- (3) 産業別最低賃金の審議について
- (4) 産業別最低賃金検討小委員会の関係労使の意見聴取について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の採用に関する基本的な考え方について
- (6) 宮崎地方最低賃金審議会の公開要領について
- (7) その他

5 議事要旨

- (1) 公益代表から座長及び座長代理が選任された。
- (2) 8月2日(火)午後13時45分から第2回本審を、午後14時45分頃から第1回地賃専門部会を開催し、それ以降の日程については、第2回専門部会を8月8日(月)午前9時45分、第3回専門部会と第3回本審を8月10日(水)午後開催する方向とし、第1回専門部会で最終的に決めることとされた。
- (3) 産業別最低賃金の「改正の必要性について」は、検討小委員会を設置し検討すること

とされた。

検討小委員会は、第1回検討小委員会を8月17日(水)午後1時30分、第2回検討小委員会を8月19日(金)午後1時30分から開催することが確認された。

「必要性あり」となった場合に、金額審議を行う特定(産業別)最低賃金の専門部会は、特定(産業別)最賃ごとに開催することが確認された。

- (4) 第1回検討小委員会において、関係労使の意見聴取を行うことが確認され、意見書の提出は、地賃の答申後速やかに行うこととされた。
- (5) 専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することが確認された。
- (6) 公開要領について、傍聴者が確定した場合の文書通知の部分を削除することが確認された。